向基年 〇 九八七 六 五. 兀 けづ財個財 平国き務人務 適 初 発 発 振額最 用振 の法発号名 発 成 債 `省向省 用期行行 条 律 行 替 低 行 等替 二の平令け告 利利価日 単 法 項及の 及 額 額 十発成第国示 率 子 格 てドー根 75 位 面 \mathcal{O} 四行二六債第 記 そ拠 \mathcal{O} 金 滴 年条十十の百 五件四八発八 一四額の定以律社)。財の東十個 年額平す額の振 月等年号行十 ○面成るの記替 万十面振の下へ債第平源施日年人 財十を四一等四 円万金替適「平、六成の策本)向 • 金二 ° 整 載 法 務一次月第に号 円額機用振成株十二確を大へけ 数又の ○ 額 十 大日の十四関 で関を替十式九十保実震第利 五百四 倍 は 規 臣 と六条す 七は受法三等条三に施災八付 パ円年 の記定 お日第る 百日け一年の第年関すか百国 金録に 1 に 四 りに十省 安 二本ると法振一法するら一庫 セつ月 額はよ 住 告発四令 十銀もい^律替項律るたの回債 ンき十 に、る 示行項(六行のう第に第特め復)券 よ最振 ト 百 六 すしの平 億とと。^七関 百別に興 る低替 円 日 淳 るた規成 四すし、十す も額口 十措必の 。個 定 十 千る 、の ^五る 七置要た の面座

と金簿

号法なめ

人に四

込 過 み利

日金え

国 取扱機関 取扱機関

るに (一) 非発た当算れ簿収の を所当の居行金該式る中さ利 % 1

 $(\underline{-})$

る税住よあいだ百算つにのる^発

に行入の償間、 基わ札十還開各 期

づれ、年ま始利 きた当利で日 算入該付の前 出札開国期にに さを始債間行お れ除日のがわけ たくの直九れる

) すに五発子年

のるおか行計当

結月け月か算た

果にる超ら期り

複。属近年た利

率の後第利子まら第

適の七率ので第二

適の六期 用利期

利子以 用利期か

○すの居にでおたにりに座も係

控得該算住時額金にものれ子

除税非式者に、額よの口るに

るす出額。

期た加

(-)

子 \mathcal{O}

++ 十 十 七六 五 兀 後第 償償 子ま ら第 還 還 の七 第 で 金 期 利期 の六期 額限 子 以 利期か 額平 出利てを 毎 盤 出利 7 を 毎 す次そ期た期 国 国 面成 子 支 子 支 年 号 のが 金 金 三 そ 払 そ 払 兀 期 翌 盤 盤 盤 額十 期 期 5 営 \mathcal{O} 金 日 X 兀 額 額 第 業 百 7 日 て 日 0 1 0 0 1 0 0 円 を 以 五 業 0 5 五. を 5 に四 支 前 日 い六

 \times

2

 \mathcal{O}

算

式

算

う

月

間

る

各

支

払

属に十

すお五

1

に期

及

月

日

2

十

三

初

期

利

子

平

成

金

額

支

だ

支 出

払

号

な

7

定

。規

同

支

払

う

以

下

当

た

る

کے

き

は、

لح

式 月

ょ

算

五.

日

支

し払

そ

率

は

Ŧī.

1

لح

パ回

る

لح

き

は・

のパ

す

る

五率

だ

下じ

率

が

を

第十二号に規定する第七 以後の利子の適用利率 支 前 つ月 六 各 \mathcal{O} き十 う 算 月 支 五. 式 間 払十 百 にに 期月 円日 \times 属に十 す 2 お五 るい日 算

(一) 式次う五中日平 す生に第る個人にての出るな中× さりりの幽まら にのこ年途本成 た。これは金 学 学 り 面 金 利 に 投る金額子相前利」 へな定十令向過一し数 、がそは受盛 次いす八人け利円 寒 羊 ー 9 **離** 間 二 二 算 4 生 私ず ñ ≺ 期る子 に柄受一成債にす円じ算次 谾 場五五 Ⅲ 経 盐 おに入第十の相るにた出の過 州的でる歯合年年た 崮 取支額払当 いつ経四四発当 湍 結 算 利 生 る払×期 てい過条年行すたた合果式子 月月額れ取に、支六 同て利第財等るだなにににに 金お平店日 (1) とぞ じは子十務に金しいは円よ相 盐 五五すれ額い成 払金相 。零が二省関額 、場切未り当 + + 当直 日日るのはて二 と発項令すは、受合捨満算す す前利そか額当 前か。算

二 十

例 金 中 の 途 特 換

れ第災区あ二年含そたの定号へ向 (\Box) る百害とっ条法みのと受す。昭け号×サラサラの強後 害 八 助 る は 十 第 地 住 に 者 特 二 _二 債 よが 号 法 。 、九 六 方 す は を 別 十 _十 を る 発)(当第十自るそ含障一五有取 生に昭の該一七治市のむ害条 しよ和区市項号法町相。者の 過いに金支相 、る二域又の)(村続)扶四港者の 利取支額払当 当救十には指第昭(人が養第律(ほ 該助二お当定二和特が、信一第相か 災の年い該都百二別、死託項七続 五. 行法て市市五十区又亡契に十税個 日 ` の に 十 二 を は し 約 規 三 法 人 以

+

日

金銀

貨業復大東所支元 呈幣記興震日 払利 呈及の念事災本 場金

口基る震向準第 準こ災け日六 の日と復国」期 残にと興債との 高おし事をい利 ごけ、業有う子 とるそ記す。支 に各の念るご払 、取贈貨者に期 次扱呈幣におく の機枚を東い以 算関数贈日て下 式のは呈本個「 に各、す大人基

額るるすせ \mathcal{O} 国 金額額金 合 $\overline{}$ ω 쬺 経経入 怒 四 年 過過避 利利経入 利利週 子子過程 子子利 月 にに利遇 +子利 五. 推結 作作に 当当で子 当当作 日 すず相に 前 単 中 判

 $(\underline{\overline{}})$

盆 此 め め 盤 ま ら た 、の す 個 四 債 か 成中の盤盤的の成成額れ取こ向十 除 × Ⅰ 盤 間 二 二 と ぞ 金 と け五すと $\begin{bmatrix} 1 \\ \infty \end{bmatrix}$ + の 十 十 す れ 額 が 国 日 る き 」○○ 対 勝 場 五 四 る の は で 算うき のでがは 四 十 式次る中あ、当 月月 にのも途つ平該 よ区の換て成個 + + り分と金も二人 五五 日 日 算にしを、十向

出応、請当五け

前か

復大東

事災本

興 震

法 計 枚 数

準 数

`人切

玉

有お

(-) 基 お し 人 る 基 小 よ にけて向者 万東 贈るいけが日点 呈被な国死前以出 金本枚相い債亡に下 貨大数続場をし個は 震を人合相 災算のに続基向捨 出 口はす準け す 座 る目 る の基者に債 準が当 業 残

高日確該

をに定個す

記

念

(=)東 本 大 震 災 復 興 業 記 念

(イ) 千 円 \mathcal{O} 場額 銀 合面貨 金 額 が 千

万

未

満

 (\square) \mathcal{O} 額 場 合 面 金 額 が 千 万 以 上

の東各 日 鮹 呈 本 扱 等大機 に震関 必災は 要復 基 な事準 る業 日 個記に 人念お 向貨い け幣て

の情なに贈貨業 提報個必呈幣記 供等人要等の念

国債を有する者の個男人の月末までに、財務省の別務省が指定する者の残高等)を、基準日の残高等)を、基準日の

にも属号人

提しす、情

供くる保報

すは月有等